

駅前エリアにぎわい創出事業における公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、当麻町が実施する「駅前エリアにぎわい創出事業」の受託者選定について、公募型プロポーザル方式により選定するための必要な事項を定める。

2 事業名 駅前エリアにぎわい創出事業

3 目的

本事業は、当麻駅前にある町有地を活用する事業者を募集し、事業者自らが店舗の出店や事業の展開を行うことにより、駅前エリアのにぎわいの創出と中心市街地の活性化を図ることを目的とする。

4 実施場所 実施場所図（別紙1）のとおり

5 実施要件

- (1) 30～50年の定期借地権設定契約を基本とする（賃料は年間1,000円）
- (2) 建物及び駐車場・外構工事は出店を希望する者が行うこと
- (3) 建て主の居住用住宅の建設は不可とする

6 評価基準 評価基準表（別紙2）のとおり

7 参加資格要件

本事業の提案に参加する事業者は公募開始日から契約日までにおいて、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申し立て、又は、通告がなされていないこと。
- (2) 破産法（大正11年法律第71号）第132条若しくは第133条の規定による破産申し立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による会社更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの申し立てがなされていないこと。

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）に規定する風俗営業及び類似する業種又は事業者でないこと。
- (6) 「当麻町建設工事等参加資格者指名停止等措置要綱」（平成 12 年 5 月 1 日）第 2 条による指名停止の措置を受けていない者。
- (7) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

8 提出書類

(1) 提出書類

各種書類は、当麻町まちづくり推進課企画商工係へ郵送又は持ち込みにて提出するものとする。なお、提出された書類は返却しない。

ア 参加申込書（様式 1）

イ 企画提案書（様式自由、A4） 提出部数 2 部

「(様式 6) 企画提案書」に必要事項を記入のうえ、表紙として提出すること。

※提出後の差し替え、変更、再提出及び追加は認めない。

(2) 提出期限

令和 4 年 3 月 31 日（木）まで随時受付するものとし、企画提案者との交渉が成立した場合は、期限前であっても受付を終了するものとする。

(3) 提出先

担当 当麻町まちづくり推進課企画商工係

住所 〒078-1393 北海道上川郡当麻町 3 条東 2 丁目 11 番 1 号

電話 0166-84-2111

FAX 0166-84-4883

電子メール machidukuri@town.tohma.hokkaido.jp

9 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式 4）に質問の要旨を簡潔に記入し、8 の (2) 宛に持参又は電子メールで送信するものとする。

(1) 質問受付期限 令和 4 年 3 月 17 日（木）17 時

(2) 質問に対する回答

事務局は、質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を当麻町ホームページで公表する。

※メールのタイトルは「(団体名) 質問書」とする。

10 提案書の内容について

提案書には、以下の内容を記載することとする。

- (1) 実施方針・コンセプト
- (2) 会社概要及び業務実績
- (3) 本事業内容や運営方法
- (4) 独自提案
 - ・事業の目的達成のための独自提案について記載すること。
- (5) 業務工程表
- (6) 本事業の実施体制
- (7) 資金計画

11 契約候補者の選定方法

本事業の事業者の選定にあたり、本事業に係る契約の相手方を適正に選出するため駅前エリアにぎわい創出事業選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置して審査する。審査は企画提案書の提出があったものから順に随時行うものとする。契約候補者の選定は、審査委員会が企画提案者に対するヒアリングを行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって優先交渉権者とする。

審査委員会は、副町長を委員長とし、委員は委員長が選任するもので組織する。審査委員会は、庶務を遂行するため、まちづくり推進課内に事務局を置く。

(1) 審査評価基準

評価基準表（別紙2）に定める。ただし、審査の合計点数が6割に満たない者は、対象外とする。

(2) 審査委員会によるヒアリングの実施

企画提案者によるプレゼンテーション及び審査委員からのヒアリングを行い、優先交渉権者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア プレゼンテーション及びヒアリングは、当麻町役場にて実施する。

イ 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

ウ ヒアリングは、30分（企画提案書に基づくプレゼンテーション20分、質疑応答10分）を想定し、順次個別に行うものとする。

エ プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布及びパソコン・プロジェクター等による説明は認めない。

(3) 優先交渉権者の決定

審査委員会は、審査評価基準に基づき、最も優れた提案を行った応募者を最優秀応募者として選定する。町は、審査委員会において選定された最優秀応募者を優先交渉権者として決定する。

(4) その他

ア 審査の結果は、提案者全員に文書によりFAX又はメールで通知する。

イ 提案者が一者となった場合、11の(1)定める審査の合計点数が6割を超えた場合のみ優先交渉権者として選定する。

ウ 審査委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により優先交渉権者を選定する。

12 スケジュール（予定）

項目	日程
実施要領等の公開・公募開始	令和3年9月13日（月）
質問書の提出	令和4年3月17日（木）
応募期限	令和4年3月31日（木）ただし、企画提案者との交渉が成立した場合は、受付を終了する。
プレゼンテーション及びヒアリング	随時
審査結果通知	プレゼンテーション及びヒアリング後1週間以内
協議、契約締結	結果通知後協議～協議後から30日以内に契約締結

13 契約に関する事項

契約については、選定された優先交渉権者と町の間で詳細を交渉のうえ、町議会の議決を経て締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、優先交渉権者が「7 参加資格要件」ただし書きのいずれかに該当することとなった場合や優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は町と締結するものとする。

14 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（優先交渉権者にあつては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する審査は行わず、又は、優先交渉権者

としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で審査に関わる者と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

15 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本実施要領及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本実施要領等に定める手続き、方法等を順守しない者。

16 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（土・日曜日及び祝祭日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

17 その他 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

18 問合わせ先 当麻町まちづくり推進課企画商工係

住所 〒078-1393 北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号

電話 0166-84-2111

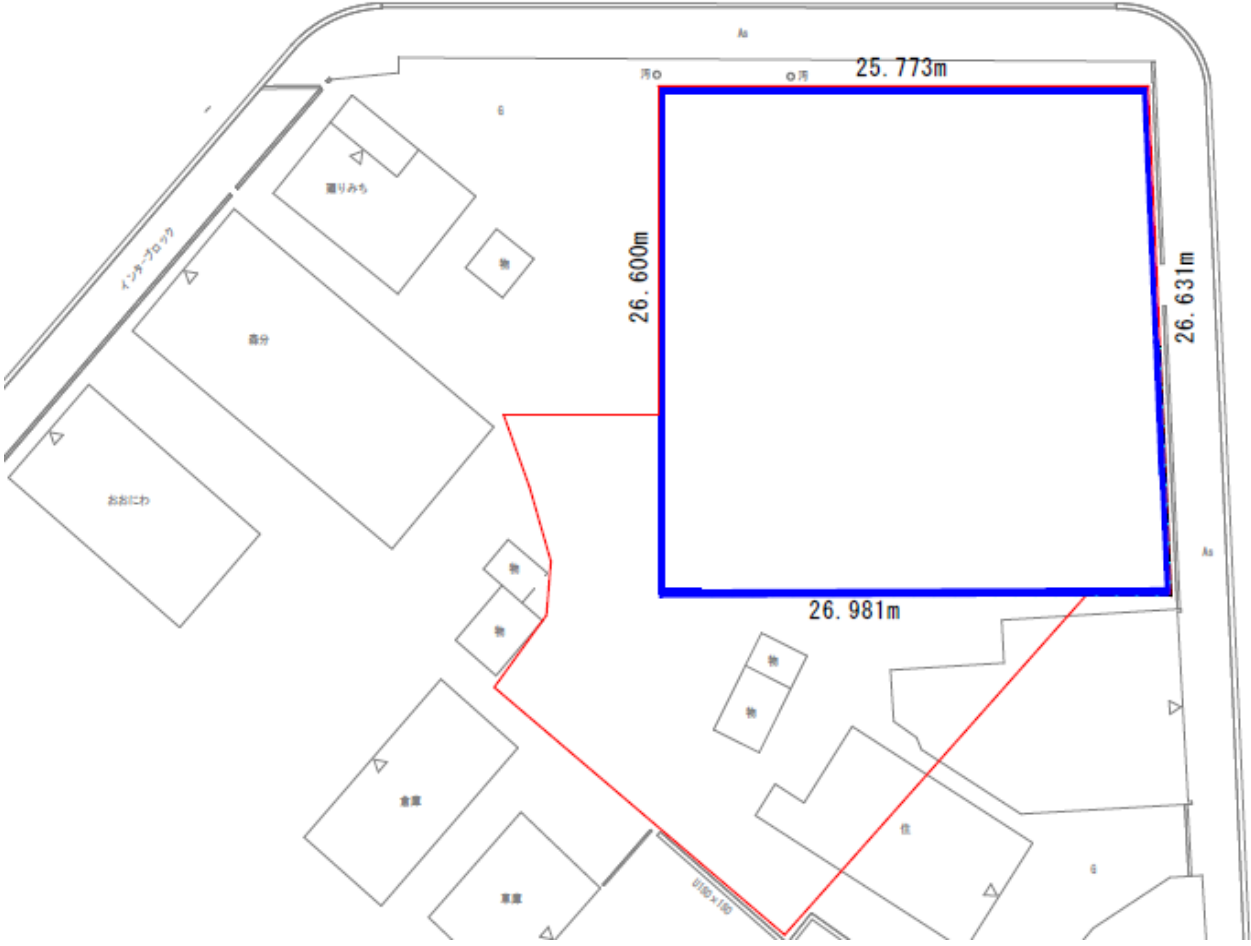
FAX 0166-84-4883

電子メール machidukuri@town.tohma.hokkaido.jp

実施場所図

道道 当麻停車場線 至 当麻駅 →

別紙 1



募集区画 (701.59㎡)

駅前エリアにぎわい創出事業業務 評価基準表

区分	評価項目	評価の視点
(1) 趣旨の理解 及び経営の健全性	①趣旨の理解について	・ 本事業の意図する趣旨を正確に理解しているか。
	②資金力・経営の健全性について	・ 事業遂行のための経営基盤を有しているか。
(2) 業務執行体制 とスタッフの経験 及び能力	①執行体制について	・ 業務執行のために適切な人員配置及び役割分担が妥当か。 ・ 連絡・調整が速やかに行える体制か。 ・ 進捗確認が的確にでき、問題発生時の適切な対応が考慮されているか。
	②実施管理者、主要スタッフについて	・ 過去5年間に担当した業務の実績はあるか。 ・ 従事者は、本業務を遂行する上で必要な知見、専門知識等を有しているか。
(3) 事業計画 (企画書について)	①具体性について	・ より詳細で具体的な内容を提案しているか。
	②的確性について	・ 当麻町の特徴や地域性、政策を理解した事業計画となっているか。 ・ 現状認識や課題の捉え方、統計分析は的確か。
	③賑わい効果・中心市街地の活性化について	・ 賑わいや中心市街地の活性化が見込める提案がなされているか。
	④企画力・独自提案について	・ 提案内容が、企画力に富んだものとなっているか。 ・ 業務の目的達成のための適切な独自提案がされているか。
	⑤実現可能性	・ 計画が実力や状況に見合っており、期限までに実現できるか。
(4) 広報・PR体制	①PR方法について	効果的なPR方法が提案されているか。